

オリエント保険サービスがお届けする

# “役立つ” 保険メール

## TOPIC

### 交通事故より多い、転倒・転落による死亡事故!!

～平成25年は7,766人が転倒・転落事故で亡くなっています!!～



皆さんは日常生活で思わずつまずいたり、足を滑らせて危うく転倒・転落しそうになったことはありませんか？ 一度や二度、そうした経験をお持ちの方もおられるでしょう。

実は、平成25年中にこうした事故によって命を落とした人は1日あたり約21人、総数7,766人にも上り、同年中の交通事故死者数6,060人より多くなっています。転倒・転落による死亡事故は年々増加しており、いまや事故の中でも軽視できない問題になっています。

### 7割近くが同一平面上での転倒事故!!

転倒・転落といえば階段からといったイメージがありますが、「階段及びステップからの転落及びその上での転倒」による死者数は680人と全体の1割弱です。事故は意外にも「スリップ、つまずき及びよろめきによる平坦な場所での転倒」で起きており、その死者数は5,301人と、全体の7割近くを占めています。

現状は、家庭内での転倒事故が多いものの、今後、高齢者の増加によって、家庭内の事故に限らず、街路や商業施設など公共の場所での転倒が原因で死亡する人が2028年に5,000人を突破すると予報している研究もあります（国土交通省国土政策総合研究所・2007年）。

### 平成25年中の転倒・転落、交通事故による死者数

死 因	死者数
転倒・転落	7,766人
主な死因（内訳）	
スリップ、つまずき及びよろめきによる同一平面上での転倒	5,301人
階段及びステップからの転落及びその上での転倒	680人
交通事故	6,060人

参考：厚生労働省「平成25年人口動態統計」

### 転倒発生率は若者のほうが高い!!

転倒・転落で死亡する人の約85%は65歳以上の高齢者です。しかし、年代別に転倒発生率をみると、60代より20代の方が高くなっており、年齢が若いからといって安心できるものではありません。

歩道や建物の玄関ホール、駅構内の階段などが雨で濡れていたり、降雪によって路上が凍っていたりすると、普段何気なく歩いている場所が凶器に変貌します。家庭内においてもちょっとした段差や磨かれたフローリング、また、身体の動きの鈍る冬季も注意が必要です。ちょっとした注意と普段からの心がけとともに、子どもから高齢者まですべての年代

にやさしい社会環境づくりに努め、事故を防止していきましょう。

### 転倒および骨折の発生率



# ～平成27年1月1日から相続税が変わります～

日本相続学会 理事 榊原 正則

## 相続税は相続財産を 取得した人にかかる税金です!!

相続税は、死亡した人の財産を相続や遺贈（遺言など）により取得したときに生じる税金です。死亡した人を「被相続人」、相続によって財産を取得した人のことを「相続人」といい、相続税は相続人に課せられます。

相続税の申告は、相続の開始があったことを知った日（一般的には死亡した日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の税務署に対して行わなければなりません。ただし、相続税のかからない人は、申告する必要はありません。

## 遺産額が「遺産に係る基礎控除」 以下なら税金はかかりません!!

相続税は、「相続や遺贈によって取得した財産（遺産総額）とそれ以前に相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産の価額の合計額」から「被相続人の債務や葬式費用、生命保険金や死亡退職金のうち一定額などの非課税財産」を差し引いた「遺産額」に「被相続人から相続人への相続開始前3年以内の贈与財産」を加算した「正味の遺産額」が「遺産に係る

基礎控除」を超える場合に、その超える部分（「課税遺産総額」）に対して課税されます。したがって、この「課税遺産総額」がゼロ以下であれば相続税はかからないこととなります（下図参照）。

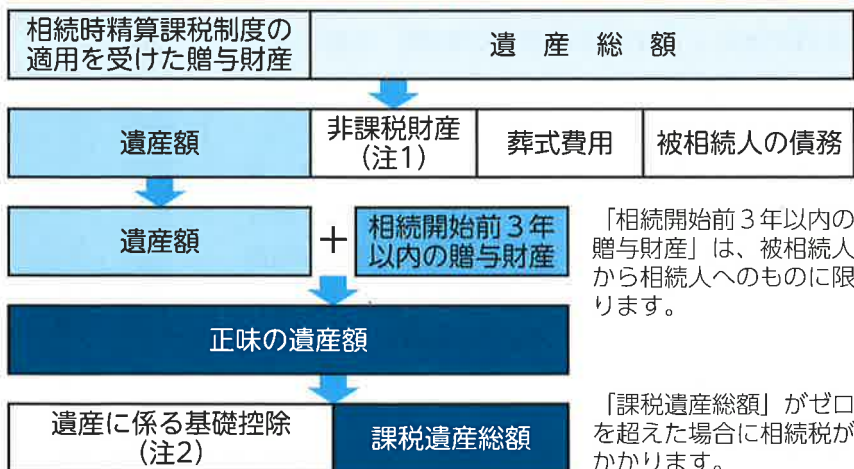
## 相続税を課税される人が増えます!!

ところで、平成27年1月1日以後の相続、遺贈について、相続税の課税ベースの拡大と税率構造の見直しが行われました。中でも相続税が課税されるかどうか大きく影響する「遺産に係る基礎控除」が縮減されたことは注目です。具体的には、改正前「5,000万円+

1,000万円×法定相続人の数」だったものが、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」と6割にまで引き下げられました。これによって、従来相続税のかからなかった人が課税対象者となるケースが出てくることとなります（具体例参照）。とくに地価の高い地域での影響が大きいといわれています。

相続税は、金銭納付が原則です。今回の改正を機に、一度自分の財産をチェックするのもいいかもしれません。相続税のかかる人で、とくに相続財産が不動産など換金性の低いものが多い方は、納税資金対策を考える必要があります。

### 相続税の課税の仕組み



### (注2) 遺産に係る基礎控除改定前後の比較

#### ・改定前

5,000万円+1,000万円×法定相続人の数

#### ・改定後（平成27年1月1日以後の相続、遺贈）

3,000万円+ 600万円×法定相続人の数

#### ☆具体例☆

法定相続人が妻と子供2人の計3人のケース

・改定前：5,000万円+1,000万円×3人=8,000万円

・改定後：3,000万円+ 600万円×3人=4,800万円

改正前には相続税のかからなかった正味の遺産額4,800万円超～8,000万円までを取得する相続人は、改定後には課税対象者となります。

#### (注1) 主な非課税財産

- ①墓所、仏壇、祭具など
- ②国や地方公共団体、特定の公益法人に寄付した財産
- ③生命保険金のうち一定の金額  
500万円×法定相続人の数
- ④死亡退職金のうち一定の金額  
500万円×法定相続人の数



「相続時精算課税制度」とは？ 60歳以上の親等から20歳以上の子や孫に対して、通算2,500万円までなら贈与税がかからず贈与（ただし、相続時に相続財産に合算）できる制度です。



# ～企業活動に伴う交通事故の実態!!～

日本リスクマネジメント研究所 代表 山田 幸洋

交通事故が企業経営に与える影響は計り知れません。ケースによっては、事故の責任が運転者にとどまらず企業とその経営者に及ぶ可能性があります。自社の安全運転管理を今一度見直してみましょう。

## ●業務中の事故は全体の17.5%に!!

(働)交通事故総合分析センター交通統計(平成24年版)によると、交通事故のうち、業務中のものは114,289件で、全体の17.5%を占めています。このうち自動車によるものが110,339件で、次いで原付によるものが2,569件となっています。自動車事故のうちバス・タクシーや運送業といった職業運転を除いたものは71,743件あり、1日に200件近くもの事故が発生していることとなります。

また、通勤途上の自動車事故も多く、91,895件にも及んでおり、出勤時の事故件数が52,895件と退社時より多くなっています。自動二輪車や原付、自転車も同様の傾向にあり、朝自宅を出てから会社に到着するまでの時間帯は要注意といえます。

このような人の死傷を伴う交通事故だけでも業務時間と通勤時間の合計で21.5万件強も発生しており、物損事故を含めると相当数に上ることがわかります。企業は、業務運転だけでなく、従業員のマイカー通勤等を含めた安全運転管理対策が求められています。

## ●企業活動に伴う交通事故は労働災害に!!

企業にとって従業員の労働災害は絶対に避けなければならない大きな



リスクです。中でも交通事故は減少が鈍化し、高止まりの傾向にあり、これに対する対策が必要です。

厚生労働省の労働災害発生状況(平成25年)によると、労働災害とされる死亡災害のうち交通事故によるものは22.6%で第2位となっています。しかし、これを重大災害(一時に3人以上の災害事故)で見ると、交通事故は50.4%と圧倒的に第1位となっており、1事故あたり複数の従業員等が巻き込まれる確率が高くなっています。

また、従業員の重大な過失によって事故が起きた場合、従業員個人にその責任がかかる場合もあります。そ

うなりますと、従業員に経済的・精神的負担が重くのしかかり、モチベーションの低下から業務への支障が出てきます。

いずれにしても企業が受けるダメージは深く、それだけに交通事故防止のための取組みが重要となってきます。

### 通行目的別・第1当事者別交通事故件数

業務		自動車	自二	原付	自転車	歩行者	その他	合計
		件	件	件	件	件	件	件
業務	職業運転	38,656	228	307	99	-	12	39,302
	業務目的	71,743	685	2,262	231	53	13	74,987
	小計	110,399	913	2,569	330	53	25	114,289
通勤	出勤	52,895	1,545	2,154	1,640	68	-	58,302
	退社	39,000	1,200	1,465	827	52	-	42,544
	小計	91,895	2,745	3,619	2,467	120	-	100,846
通学等	2,383	266	804	3,326	211	-	6,990	
私用	392,265	8,434	13,639	14,703	1,663	14	430,718	
不明	686	41	52	65	23	-	867	
合計	597,628	12,399	20,683	20,891	2,070	39	653,710	

(注) 1. 第1当事者とは、事故における過失の重い者をいい、また、過失が同程度の場合は人身損傷程度が軽い者をいう。  
2. 私用は、「観光・娯楽」「ドライブ」「飲食」「買い物」「訪問」「送迎」「通院」「帰省」など。  
3. 当事者不明(11,428件)は含まない。

(出典: (財)交通事故総合分析センター交通統計(平成24年版))



「重過失」とは？ 不注意ないし注意義務違反の程度がはなはだしいこと。例えば、居眠り・酒酔い・無免許運転、時速30km以上の速度違反などです。

## 組み合わせを工夫し適切なビタミン補給を！



からだの調子を整えるのに重要な働きをしているビタミンは美容と健康には必須の存在。食品によって含まれる種類に違いがあるため組み合わせを工夫し適切なビタミン補給を目指しましょう。

### ビタミンの特性を知ろう

ビタミンは13種類あり、水に溶けやすい「水溶性」と油に溶けやすい「脂溶性」という特性に分けられます。水溶性ビタミンには、B群とCがあり過剰に摂っても体内から排泄され蓄積しないので毎日補う必要があります。

一方、脂溶性ビタミンはA、D、E、Kがこれに当たり、肝臓に蓄積されるため摂り過ぎると過剰症を引き起こします。しかし、通常の食事では問題ありません。誤った摂り方や偏った摂り方をしてしまうとせっかくの補給がマイナスになってしまう場合があります。

### ビタミンの上手な摂り方のポイント

水溶性ビタミンは、水に溶けやすく熱にも弱いため長時間の浸水・過度の水洗い、過熱をさけて手早く料理しましょう。

脂溶性ビタミンは、熱に強い

め油料理、加熱料理も適しています。脂溶性ビタミンの場合は油を使用することで吸収率が高くなります。赤、黄、緑、白などの野菜や肉、魚など様々な食材を料理に活用することは、それぞれに含まれるビタミン補給とともに食卓を豊かにし健康へとつながっていくのです。

### 各ビタミンを多く含む代表的な食べ物

水溶性	B	豚肉、うなぎ、牛乳、チーズ バナナ、小麦、納豆
C	ピーマン、パセリなど緑黄色野菜 レモン、ゆずなど柑橘類	
脂溶性	A	レバー、鮫、うなぎ、しそ
D	あんこうのきも、すじこ いわし、かつお	
E	アーモンド、落花生 さんま、うなぎ	
K	パセリ、納豆、しそ、わかめ	

### カリフォルニアロール風 巻き寿司

材料：巻き寿司 2本分

寿司飯	約 300 g
ムキエビ	40 g
アボカド	1/2 個
きゅうり	1/2 本
ドライトマト (みじん切り)	10 g
フリルレタス	2枚
塩こしょう	少々
卵	2 個
塩	少々
油	適量
マヨネーズ	お好みで
味噌	お好みで

### 作り方

- ①ムキエビは背ワタを取り、下ゆでしておく。ペーパータオルで水分を取り、軽く塩こしょうする。
- ②アボカドは、皮をむいて5～7mm幅の縦切りにする。きゅうりも同様に縦切りにして軽く



塩をふっておく。

- ③よく溶いた卵に塩を加えて薄焼き卵を作り、冷ましておく。
- ④巻きすの上にラップ敷き、寿司飯を広げて中央よりも少し手前にフリルレタス、アボカド、きゅうり、ムキエビ、ドライトマトの順にのせ、これを芯に手前から一気に巻く。
- ⑤形を整え1/2に切ってラップを取り除き、半分は薄焼き卵を巻いたものと2種類作る。食べやすい大きさに切ってマヨネーズと味噌を混ぜたソースをつけていただく。



## 保険のことは、日本代協加盟代理店の『損害保険トータルプランナー』へ

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

『損害保険トータルプランナー』は、一般社団法人日本損害保険協会が認定する最高峰の募集人資格です。

安心して暮らしていくために必要不可欠な保険について、私たちが持っているスキルを生かし、保険を必要としている方に、その方の立場になって、最善のものをご提供していくこと、これが私たちの考えるお役立ちの原点です。保険を通して「安心」と「ゆとり」をご提供します。



保険の総合コンサルタント  
株式会社 **オリент保険サービス**

福岡市中央区笹丘1-18-1 〒810-0034  
TEL.(092)752-1811(代) FAX.(092)752-1822  
E-mail. info@orient.jp  
HP. http://www.orient.jp/

関係会社：(株)西日本インシュアランスビジネス  
(株)アイエス



日本代協はチャレンジ25キャンペーンに参加しています。



一般社団法人 **日本損害保険代理業協会**  
ホームページアドレス <http://www.nihondaikyoo.or.jp/>